

▷ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

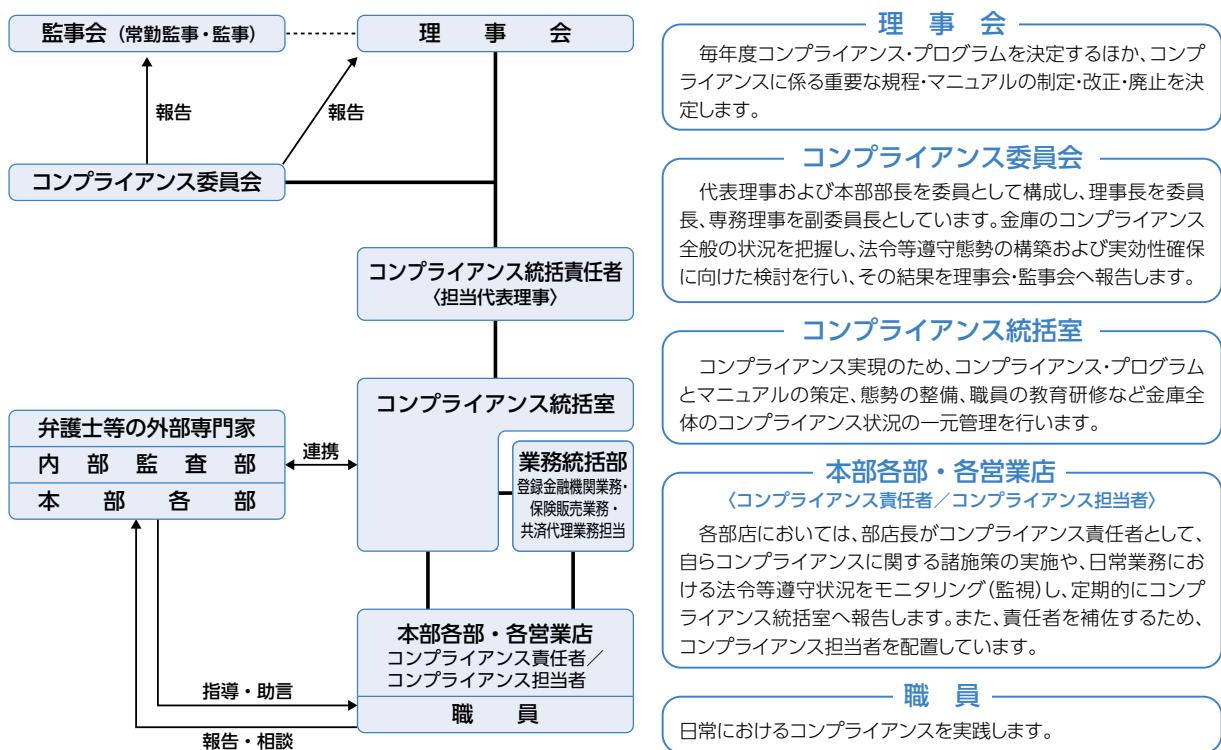
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に対し、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識の醸成につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



コンプライアンス推進活動

当金庫では、「コンプライアンス・プログラム(実践計画)」を策定して次の諸施策を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

- コンプライアンス・マニュアルの作成・周知** → 役職員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンスマインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンスマニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。
- 指導・教育研修・啓発活動** → 金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。
- コンプライアンス・ホットライン制度** → 職員から寄せられる情報によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、内部通報制度としてコンプライアンス統括室、常勤監事および法律事務所を受付窓口とするコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

利益相反管理方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫とお客様の間、および当金庫のお客様相互間において利益相反のおそれがある場合は、法令等に則りお客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じます。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応

●お客様からのお申出への対応

当金庫は、お客様からのお申出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申出は、当金庫営業日(9時～17時)に、営業店(電話番号は53～55頁参照)または本部(電話:0120-191-880)にて承っています。

●紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申出のうち金庫とお客様の間では解決できず、紛争となった場合について、下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関としています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所(9時～17時、電話:0120-177-288)へお申出いただければ、仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- 現地調停:東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。